

# 秘密交通権と被疑者の取調べ

関 正 晴

- 第一 はじめに
- 第二 秘密交通権の法的根拠と性格
- 第三 秘密交通権の保障内容と捜査権
- 第四 接見内容の秘密と被疑者の取調べ
- 第五 結びに代えて

## 第一 はじめに

接見交通権に関しては、周知のように刑訟法三九条三項の接見指定要件の解釈についての論争が長期間にわたって展開されてきた。それは、捜査機関が包括的文言で定められた指定要件を判断すること自体の問題性に加えて、接見

交通権の保障と、捜査実務が自白中心の捜査方法のもつ効率性を強く意識して被疑者を外界と隔離した上で徹底した取調べを実施していること<sup>①</sup>が鋭く対立するからである。この論争を通して、最高裁でも、指定要件の解釈について、「杉山事件」<sup>①</sup> 上告審判決（昭和五三年七月一〇日民集三二卷五号二〇頁）、「浅井事件」<sup>②</sup> 上告審判決（平成三年五月一〇日民集四五卷第五号九一九頁）、「若松事件」<sup>③</sup> 上告審判決（平成三年五月三一日判時一三九〇号三三頁）によって判断が積重ねられていた。また、近年では、主に憲法二四条との関係で接見指定制度自体の合憲性が争われた「安藤事件」<sup>④</sup> の上告審判決（最高裁平成一一年三月二四日民集五三卷二号五一四頁、以下「接見指定制度」についての大法廷判決」と略する。）においても、これらの判決で示された判断を踏襲しつつ同制度を合憲とする判断が明らかにされている<sup>⑤</sup>。そこでは、接見指定要件の解釈について、「右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生じる場合に限られ」、それには、「間近い時に右取調べ等をする確実な予定」がある場合を含むとして、身柄を利用した捜査の必要という限定説の枠組に拠りつつ時間的に緩和するとしており、指定要件に罪証隠滅のおそれ等を含める非限定説に立たないと理解されている。また、捜査機関は、指定要件を具備する場合でも、弁護士等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護士等と防御の準備をできるような措置をとらなければならないとして接見交通の円満な実現を図るための協議義務を課しており、広く接見交通権の保障を認める方向での解釈が示されている。これらの判断の積重ねによって、自由接見を問題とする指定要件の解釈をめぐる争いは一応の解決がはかられている。また、実務でも接見の自由の拡充が図られており、昭和六三年四月に法務省と日弁連との協議によって事件事務処理規定と一般指定書を廃止し、「接見等の指定に関する通知書」を採用するとともに、検察官は「通知事件」<sup>⑥</sup> であつても具体的状況に応じて柔軟に指定権を行使することが確認されている<sup>⑦</sup>。また、平成二〇年には、最高検察庁及び警察

庁より取調べ中であっても接見の機会をできるだけ早期に与える旨の通達も発せられている。<sup>(4)</sup> その結果、現在では、捜査の展開に困難が予想される重大事件では、密度の高い連日の取調べが依然として実施されて接見の自由がかなりの程度に制約されることがあるとしても、全体として接見の自由の保障は拡大されているといえよう。

しかし、近年、接見交通権については、従来と異なる領域で問題が生じており、実務上争われている保障内容の重点に変化がみられる。例えば、下級審では、拘留所職員による弁護人と被疑者等の間の信書等の開披・内容の確認・要旨の記録化と検察官によるその利用行為や弁護人が接見の際に使用を申出た裁判上証拠採用されているビデオテープの事前検閲等<sup>(7)</sup>について接見内容の秘密の保護が問題とされていた。更に、最高裁でも、公判手続で弁護人から被告人への打合わせのためのメモ用紙の交付が拘留所職員によって制止され、これを裁判官も許容する訴訟指揮をしたこと並びに在監中の被告人との間の信書の授受に関する制限について接見内容の秘密の保護が問題とされていた。<sup>(8)(9)</sup> これらの裁判例では、捜査機関や拘留所職員などが接見内容を知ることができない状態での接見、すなわち接見内容の秘密の保護が問題となっている。このように、最近では、接見交通権についての争いは、接見機会を保障する自由接見から接見内容の秘密を保障する秘密接見へと問題の重点を移しているといえよう。

ところで、この接見内容の秘密を保障する秘密交通権については、これまで被疑者取調べの権限との関係で捜査機関が接見内容を事後に聴取できるかを問題とした裁判例は少なかった。しかし、近年では、長時間にわたる被疑者らの取調べを継続的に実施し、その際に接見内容の聴取が行われていたことが判明して社会問題とされた志布志事件を契機として、<sup>(10)</sup> 取調べに際して接見時のやりとり・内容を聴取できるかが正面から問題とされている。更に、弁護人が接見時の被疑者の供述の一部を報道機関に公表し新聞記事等として掲載されたことから、検察官がそれまでの被疑者

の供述の信用性を確認するために接見内容を聴取したこと等が問題とされた事件では国賠訴訟が提起され、第一審（佐賀地裁平成二三年二月一七日判決〔訟月五七卷一二号一頁〕）と控訴審（福岡高裁平成二三年七月一日判決〔訟月五七卷一一号四三頁、判時二二二七号九頁〕、上告、上告受理申立）で結論を異にする判断が示されており、被疑者に対する取調べの権限との関係で秘密交通権の保護のあり方が問題とされている。また、同種の事案は、捜査段階での弁護人の接見は、被疑者国選弁護制度の実施にともない増加しているので、相対的に増加することも考えられる。そこで、本稿では、被疑者取調べの際の秘密交通権の保障の問題を中心に、これまでの裁判例・学説を分析するとともに若干の考察を加えることとする。

## 第二 秘密交通権の法的根拠と性格

### 1 秘密交通権の法的根拠と性格

刑訴法三九条一項は、被疑者の防御活動を補完するために、身柄拘束中の被疑者と弁護人とが、「立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受ができる」とする自由かつ秘密の接見交通権を保障する。ここでは、「接見の機会」と「接見の秘密」について権利が保障されているが、これまで憲法上の接見交通権の位置づけについては、主に接見指定要件の解釈が問題となる前者が論じられてきた。しかし、そこでの位置づけは、被疑者と弁護人とが共有する防御情報等の秘密を保障する後者の秘密交通権の根拠としても重要である。そこで、その点を検討すると、憲法三四条前段は、単に弁護人を選任する権利を保障するだけでなく、被拘束者がその自由を防御する上で最も必要なきに法律専門家の補助を得られる権利、つまり、弁護人による実質的援助を受ける権利を保障しており、この保障内<sup>11</sup>

容に被疑者の正当な権利の擁護にとつて不可欠な接見交通権は含まれると解すべきである。この点について最高裁も、前記の杉山上告審判決（昭和五三年七月一〇日民集三三卷五号八二〇頁）以来、「弁護士等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的な権利に属するものであるとともに、弁護士からいえばその固有権の最も重要なものの一つである」とし、「憲法上の保障に由来する。」と判示している。更に、前記の接見指定制度についての大法廷判決も、「憲法三四条は、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言をうけるなど弁護士から援助をうける機会を持つことを実質的に保障する」とし、「刑訴法三九条一項は、憲法三四条の趣旨にのっとり、身柄の拘束を受けている被疑者が弁護士等と相談し、その助言を受けるなど弁護士等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられた」旨を判示して、憲法との関係での根拠をより明確にしている。これらの判決の判断は、直接的には接見の自由についてなされているが、接見交通権は接見の自由と秘密を密接なものとして連動させて保障しているし、憲法三四条の趣旨は弁護人の弁護を受ける状態に身柄拘束中の者を実質的に置くこと<sup>12</sup>の保障にあることから、秘密裡に接見できる権利は、同条に由来して保障されるので、接見の秘密についての保障の点も実質的に含むといえよう<sup>13</sup>。その後の裁判例でも、この点についての秘密交通権の実質的保障が確認されている<sup>14</sup>。そこでは、秘密交通権が憲法の保障に由来するとした上で、刑訴法三九条一項について、まず、(1)大阪地裁平成一二年五月二五日判決（判時一七五四号一〇二頁）は、「弁護士から有効かつ適切な援助を受ける機会をもつためには、被拘禁者とその弁護人との間において、相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言等が何ら干渉なくされることが必要不可欠であり、特に、その意思伝達や情報提供のやりとりの内容が捜査機関、訴追機関、更には収容施設側に知られないことが重要である」として、秘密交通権の保障は、接見交通権の重要な要

素である旨を判示している。また、(2)大阪地裁平成一六年三月九日判決（判時一八五八号七九頁）は、「被告人等とその弁護人との間において、相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言の伝達等が、第三者、とりわけ捜査機関、訴追機関及び収容施設等に知られることなく行われることが、弁護人から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠なものである」、「∴その内容が上記各機関等に知られるようなことがあれば、両者のコミュニケーションが覚知されることによつてもたらされる影響を慮つてそれを差し控えるという、いわゆる萎縮的效果を生ずることにより、被告人等が実質的かつ効果的な弁護人の援助を受けることができないことも十分に予想される」として、秘密交通権を弁護人の援助を受ける権利と接見内容が覚知されることによる意思疎通の防止から根拠付けている。更に、最高裁平成一五年九月五日第二小法廷判決の滝井繁男、梶谷玄裁判官の反対意見（判時一八五〇号六一頁）でも、「相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言の伝達等が、第三者、とりわけ捜査機関、訴追機関及び収容機関等に知られることなく行われることが、弁護人等から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠なものである。」とし、「その内容が上記各機関等に知られるようなことがあれば、両者のコミュニケーションが覚知されることによつてもたらされる影響を慮つてそれを差し控えるという、いわゆる萎縮效果を生ずることにより、被勾留者は、実質的かつ効果的な弁護人等の援助を受けることができない」と判示している。ここでも、秘密交通権を弁護人等の援助を受ける権利と接見内容を覚知されることによる意思疎通の防止から根拠付けている。

これらの裁判例の集積によつて、現在、事前・事後の接見内容の聴取等禁じる秘密交通権の保障が確認されているが、そこにおいて、これを弁護人からの実質的な援助を受ける権利と接見内容が覚知されることによる意思疎通の際の萎縮的效果の防止から基礎付けていることはもとより正当である。しかし、その根拠は、刑事手続において対立す

る一方当事者である捜査機関側が、他方当事者である被疑者とその弁護士とが接見を通して交換し蓄積した防御情報等を聴取等することが手続的正義に反することに更に遡って求めるべきと思われる。そこで、接見交通権の領域は当事者主義の刑事訴訟の核心領域として対立当事者（捜査・訴追機関）の干渉・介入を本質的に排斥することが、憲法三四条・三一条の前提であるとする点に秘密交通権の根拠は求め、接見内容の秘密性は、当事者主義などの裁判原則にとつて不可欠の要素であり、弁護士依頼権の基本的な必要要素とみなされることからも根拠付けるべきである。また、この理解は、捜査手続における被疑者の防御活動の保障にとつても重要である。捜査手続の構造については、「被疑者の人権保障、つまり、捜査手続におけるデュー・プロセスの保障を確保するために、被疑者は法的にも捜査機関と対等であるべき一方の当事者であるとして理解すべき」<sup>17</sup>であるが、秘密交通権を当事者主義などの裁判原則との関係で根拠づけることによつて、それに準じて捜査手続での秘密交通権の保障を根拠づけ得るからである。なお、接見交通権の根拠についての立法者の意思は、憲法三四条及び同三八条一項にもとづく憲法上の権利ととらえるものであったとの指摘もある<sup>18</sup>ので、秘密交通権についても黙秘権を定める憲法三八条一項の関係を含めた検討の余地がある。この点、前記の接見指定制度についての大法廷判決は、「憲法三八条一項の不利益供述の強要の禁止の定めから身体の拘束を受けている被疑者と弁護士との接見交通権の保障が当然に導き出されるとはいえない。」<sup>19</sup>としているが、それを前提にしても秘密交通権の問題を検討するに際しては、黙秘権の適切な行使を担保する接見交通権の機能を念頭におく必要があるといえよう。

## 2 秘密交通権に対する制約とその限界

接見指定制度についての大法廷判決は、接見交通権を憲法三四条に由来する重要な権利とした上で、その制約につ

いて、「憲法は、刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提とするものであるから、被疑者と弁護人等の接見交通権が憲法の保障に由来するからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶対的に優先するような性質のものということはできない。：接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図らなければならない。」とする。思うに、弁護人との自由な接見によって弁護人依頼権が実質的に保障されるといつても、接見交通権は外部的行為を伴うものである以上、絶対的・無制約な権利として保障されているわけではなく、捜査の必要という公的な要求との関係で合理的制約に服することは認めざるをえない<sup>19</sup>。しかし、このことを前提としても接見交通権に対する制約は、その憲法的意義に照らして必要最小限にとどめるべきで、接見交通権を可及的に保障することが要請され、その趣旨を没却するような制約を加えることは許されないとすべきである。そして、この理解は、基本的に接見の自由と連動して接見内容の秘密を保障する秘密交通権にもあてはまるといえるよう。これに対して、上記の大法廷判決がいう捜査権等との合理的調整の必要は、①接見指定は法律の根拠に基く制約であるが、捜査・取調べ目的による秘密交通権の制約を許容する規定はない、②接見内容の聴取による秘密交通権の制約は、その萎縮的效果を考えると捜査・取調べ目的による接見交通権の実質的制約にほかならないが、接見指定は、憲法三四条の有効な弁護の保障を実質的に制限しない範囲で被疑者の身体の利用をめぐる時間的・場所的調整として許されるにすぎないので両者の間には、本質的相違があることから、この判決による秘密交通権の相対化は正当化しえないとする見解もある<sup>21</sup>。しかし、法律上の根拠としては刑訴法一九八条があり、ここでは事案の真相を明らかにするために被疑者取調べの権限を規定しており、これによって事件の事実関係や供述の信用性等を検討するための事情の聴取が認められている。その事情の聴取の際に、被疑者の供述が接見の内容に及ぶこともありうるので秘密交通権と

の合理的調整をする必要がある。また、確かに両者の制約内容は異なるが、その点は秘密交通権に対して制約を絶対的に認めないことではなく、被疑者の身柄の利用を基準にした時間的調整にとどまる接見の自由に対する接見指定の場合よりも、秘密交通権に対する制約の方が防御方針の決定等の情報に関わることから大きな制約効果が生じるので、その権利の内容・性質に配慮した厳しい基準で捜査権等との合理的調整をはかる必要があるという次元で理解すべきである。したがって、秘密交通権も捜査権との関係で合理的調整に服することを認めざるを得ないが、捜査機関の取調べに際して接見内容の聴取などを例外的に認めるためには、秘密交通権の保障を重視した厳格な要件の設定によって両者の調整を図るべきである。

### 第三 秘密交通権の保障内容と捜査権

1 ここで被疑者取調べの権限との関係で問題となる秘密交通権の保障内容を検討すると、刑訴法三九条一項が、「立会人なくして」接見できるとして保障する秘密交通権とは、被疑者等と弁護人のコミュニケーションのプロセス自体と各人が授受した情報の秘密を保障する権利をいう。<sup>22</sup>ここでは、被疑者等と弁護人が、自由な接見を通して相互に交換し共有している防衛情報を含む全ての秘密が保護される。つまり、接見交通権には、接見を通して、①弁護人が、被疑事実について事実関係を確認し取調べの対処方法を助言するとともに公判の準備を行う機能や、②継続的な取調べによる不当なプレッシャーを回避させ黙秘権を担保する機能、③外界との連絡を断たれた被疑者の精神的な安定を図って可能な限り日常に近づける援助を行う重要な機能がある。<sup>23</sup>秘密交通権は、この機能に依じて接見の場の秘密性を保護し、その場を通して交換された情報の秘密を保障するものである。そこで、①②の機能と関連して、被疑

者等と弁護人の中で、検察官が閲覧等に応じたことによつて知り得た証拠や参考人等の事件関係者の供述内容が確認・検討され、その上で被疑事実を争うか否か、情状弁護を中心に訴訟活動を行うか等の防御方針について意見交換や黙秘権の行使に関する相談について、その意思疎通の過程や結論について秘密が保護される。また、③の機能との関係では、弁護人から被疑者の精神的安定を図るために伝達された外部の情報や被疑者より発せられた現在の心情や家族、職場との連絡の内容といった個人情報に関する秘密も防御活動を行う当然の前提となることから保護される。他方、捜査機関側は、事案の真相を解明するために刑法一九八条一項の被疑者取調べの権限に依拠して、事件の事実関係を詳細に確認するために、犯行の動機、経緯及び態様などについて被疑者から事情を聴取することになる。<sup>24</sup>ここでは、秘密交通権が保障する接見内容の秘密と事案の真相解明という捜査上の利益は、基本的に独立して保護される。しかし、実際には、捜査機関による事情聴取の際に、その質問に対する被疑者の供述が弁護人等との接見内容及ぶこともありうるし、他方で、被疑者等と弁護人は、秘密接見の際に捜査の経過・進展状況や事件関係者等から入手した情報も分析して防御方を講ずるが、そこでの防御方法の決定には微妙な問題も含むためときとして捜査妨害行為や弁護士倫理違反行為の存在等が疑われる事態も生じうる。そのため、現実には被疑者の取調べに際して両者の利益は対立することもありうる。

2 このように、秘密交通権の保障と捜査上の利益は対立することから、被疑者取調べに際しての接見内容の聴取の許否やその限界が問題となる。ここでは、より具体的に、①証拠の偽造の教唆や証拠隠滅への関与などの弁護人による行為がある場合、②弁護人が真実に反し否認を勧めている場合、③弁護人との接見後に被疑者の供述内容・態度がにわかに変化したため、その供述の任意性・信用性を確認するために取調べる場合、④被疑者が進んで接見内容を

供述した場合、<sup>(25)</sup>⑤捜査官に弁護人との接見時の談話内容が自然な経過で入手された場合などが問題となる。そこで、まず、捜査妨害的行為が問題となるやや限界的な領域に属する①②の場合を中心に検討を加えよう。

まず、①は、接見の際に弁護人によって証拠の偽造の教唆や証拠隠滅への関与などの行為がなされていると疑われる場合を問題とするが、わが国では、現在、弁護人による証拠の偽造や隠滅に関する情報等が外部に伝達されるなどの捜査妨害行為が問題とされた事案は少ない。また、そもそも刑法が、立会人なしの接見を認めたのは、防御権を實質的に保障するとともに、その際の捜査妨害に類する行為がなされるおそれに対しては、弁護人を高度に信頼するとともに、その信頼を担保する弁護士倫理に基いて弁護人が行動することを期待するものである。とするならば、接見の際の被疑者等との意見交換、打合わせ等の内容の妥当性については、弁護人の専断的判断に基本的に委ねるべきである。<sup>(27)</sup>しかし、この基本的枠組を前提としても、接見交通権は、理論的には正当な弁護活動の範囲内で認められるという内在的制約があり、犯罪行為に該当するなど弁護権の濫用として違法であることが明らか場合には、捜査機関は、その点に限定した上で捜査権の行使として接見内容を聴取できるといえよう。但し、弁護人が正当な弁護活動を行っていても、実際には証拠隠滅の教唆等がなされていると疑われるおそれがある場合もあるので、正当な弁護活動が委縮しないように配慮をして弁護活動の自由を確保する必要がある。そこで、あくまでも接見内容の聴取を例外とした上で、その実施は厳格な要件の具備する場合に限定すべきである。つまり、接見内容の聴取が認められるのは、秘密交通権の内在的制約を逸脱する場合として、捜査機関の主観的な判断によるのではなく客観的に偽証の教唆や証拠隠滅への関与等をしていることが明らかで、弁護人も認識して敢えてそれを行っているときに限定すべきである。<sup>(28)</sup>

次に、②では、弁護人が真実に反して否認を勧める行為を問題とするが、被疑者の黙秘権を担保する接見交通権の

機能を考慮すると、そのことを理由とする接見内容の聴取は許されないとはいえよう。確かに、弁護人が被疑者等にその権利としての黙秘権の行使をすすめることは差支えないが、その任務は社会正義の立場から被疑者等の正当な利益を擁護することにあるから、真実に反して否認を勧めることは正当な権限を逸脱するといえる。<sup>29</sup>この点を形式的に強調するならば、弁護権を濫用した捜査妨害行為として接見内容の聴取を認める余地はある。しかし、捜査段階での弁護方針は、事後的に判明する事情等によっても変化する極めて流動的なものであり、弁護人が被疑事件に関する事実関係が詳らかにならない状況において、限られた事実関係の理解に基づいて被疑者の意向等に応じて否認を助言することもありえる。また、被疑者側にとって否認が正当な防御権の行使となる場合は無数にあるので、具体的にどのような弁護活動をするかは、弁護人が自らの職責に鑑み決定すべきことといえよう。<sup>30</sup>加えて、黙秘権の行使の在り方も関連して、実際上も正当な弁護活動としての否認の助言と真実に反する否認の助言とを区別することは相当に困難であり、後者を理由とする接見内容の聴取は認めることは、前者の活動を聴取する余地を生じさせ秘密交通権の保障の事実上の否定につながるからである。その意味で、後者は、正当な弁護権の逸脱行為であるが、捜査官の取調べが及んではならない領域であるといえよう。<sup>31</sup>

そこで、証拠の偽造の教唆や証拠隠滅への関与や真実に反する否認が問題となる①と②は、やや限界的な領域に属するが、①は厳格に接見内容聴取の要件を解して、それを具備するときのみ捜査権が保護され、②は弁護人による実質的な援助を受ける権利を被疑者に保障するために、全般的に接見内容の秘密が保護される領域といえよう。

3 これに対して、③の被疑者の供述が変遷し、その信用性等の確認のために接見内容を聴取する場合、④の被疑者が進んで接見内容を供述する場合、⑤の接見時の談話内容が自然な経過で入手されたことから捜査官が接見内容の

聴取する場合は、被疑者に対する取調べの通常の過程で秘密交通権と捜査上の利益とが微妙な形で交差し問題となる場合である。それは、被疑者の供述が変遷するときなどは、捜査機関は、その信用性等を判断するために、第三者に對してなされた被疑者等の供述を検討するが、その際に、被疑者の弁護人に対する言動も重要な資料となり得る<sup>32</sup>。勿論、供述の信用性の判断も物的証拠の検討を中心に進めるべきであるが、それでも一定の限度で被疑者取調べによつて事実関係等を明らかにする必要は認めざるを得ない。また、この事情の聴取の際に、被疑者の供述が接見内容及ぶこともあり得るし、その際の供述の自発性も問題となるからである。加えて、偶々ではあるが接見時の談話内容が自然な経過で入手されたときには、その内容と被疑者の供述との整合性等や供述の信用性等を判断するために確認することも必要となるからである。以下では、被疑者の取調べの際に一般的に問題となる③④⑤の場合について、裁判例及び学説の検討を通して、捜査機関の被疑者等に対する接見内容の聴取の許否の問題を検討することとする。

#### 第四 接見内容の秘密と被疑者の取調べ

##### 1 裁判例

被疑者取調べの際に、捜査機関による接見内容の聴取が許されるかについて、これまでの裁判例は、どのような立場をとつてきたか、この点を判断したものは少ないが、以下の下級審の裁判例がある<sup>33</sup>ので、そこで採りあげられた刑訴法上の問題点と基本的な考え方を確認しておこう。なお、いずれの裁判例の判断も他の問題点を含むが、接見内容の聴取に関する部分を採り挙げることにする。

(1) 鹿児島地裁平成二〇年三月二四日判決（判例時報二〇〇八号三頁）

〔事案〕 検察官と警察官らが、県議会議員選挙に当選した甲の選挙運動に関して、公職選挙法違反の疑いがもたれた被疑者らに対し、弁護人らとの接見の直後やこれと近接した時に取調べを実施して、弁護人である原告らとの接見内容を聴取して供述調書を作成したことについて、原告らが、秘密交通権の侵害を理由に国家賠償を請求した事案である。

〔判旨〕 (i) 「刑訴法三九条一項の『立会人なくして』とは、接見に際して捜査機関が立ち会わなければ、これで見るといふにとどまらず、およそ接見内容について捜査機関はこれを知ることができないとの接見内容の秘密を保障したものといえ、原則的には接見後その内容を捜査機関に報告させることも許されない。」

(ii) 「接見交通権が弁護人の固有権であり、∴接見内容を聴取することは、捜査妨害的行為等接見交通権の保護に値しない事情等特段の事情のない限り弁護人の接見交通権を侵害する。」

(iii) 弁護人固有の接見交通権が問題となる本件では、「被告人らが自発的な供述をしたことから直ちに接見内容を捜査機関が聴取できるとはいえない。」と判示している。

(2) 佐賀地裁平成二二年一月二七日判決（訟務月報五七卷一一号一頁）

〔事案〕 Xは、交通事故を起こし関連する殺人未遂の被疑事実で逮捕・勾留された被疑者の弁護人となった。担当検察官が、被疑者から弁護人との接見内容を聴取して調書を作成し起訴後裁判所に証拠調べ請求したところ証拠採用がなされた。その聴取は以下の経緯でなされた。

被疑者は、業務上過失傷害等による逮捕の当日、被害者に対する殺意を否認していたが、翌日からそれを認める供

述を始め、その内容の上申書が作成された。その供述は、殺人未遂の被疑事実で逮捕された後の弁解録取、勾留質問でも維持されていた。しかし、被疑者は、後者の事実で逮捕された日のXの相弁護人甲との接見で、「被害者が既に死んだと思ったので、林道に放置した。」として殺意を否定していた。甲は、翌日、それを報道機関に公表したところ新聞に被疑者が殺意を否認している旨の記事が掲載された。それを読み担当検察官は、供述の信用性の検討のため更に相当な時間をかけて取調べたところ被疑者は殺意を認める供述を維持していたが、その際に以下の質問をした。ここでは、被疑者は、①新聞記事のとおり弁護人に殺意を否認したかを質問すると、これを認めた。②その理由を質問すると、罪が重くなると思ひ虚偽の説明をした旨を答えた。③殺意を認めると罪が重くなることは弁護人から言われてわかったのか、もともと知っていたかを質問すると、もともと知っていたし弁護人からも説明を受けた旨を答えた。④弁護人に殺意の否認が虚偽である旨を伝えたかを確認すると、本当のことを話したと答えた。そこで、担当検察官は、供述調書を作成した。後に、Xは、担当検察官の行為は秘密交通権を侵害するとして国家賠償の請求をした事案である。

〔判旨〕 (i) 「刑法法三九条一項の『立会人なくして』とは、接見に際して捜査機関が立ち会ってはならないことを意味するにとどまらず、弁護人等の固有権として、接見終了後においても、接見内容を知られない権利、すなわち秘密交通権を保障したものである。」

(ii) 「捜査機関は、…被疑者等が有効かつ適切な弁護人等の援助を受ける機会を確保するという同項の趣旨を損なうような接見内容の聴取を控えるべき注意義務を負っている…上記義務に違反して接見内容の聴取を行ったか否かは、聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等諸般の事情を考慮して決すべき」である。

(iii) 「秘密交通権が究極的には被疑者等の防御の利益を保障するものであることからすると、秘密接見におけるコミュニケーションの一方当事者である被疑者等が、真に自由な意思で接見内容を供述した場合には、もはや秘密性保護の必要性は低減したといえ、その態様によっては接見内容を聴取することが許容される場合もある。」と判示している。

(3) 福岡高裁平成二三年七月一日判決（訟務月報五七卷一一号四三頁、判例時報二二二七号九頁。上告・上告受理申立）

〔事案〕 (2)判決の事案の控訴審判決であるが、(2)判決と法律上の見解を異にするいくつかの重要な問題点の指摘がある。

〔判旨〕 (i) 「被疑者等に対し、唯一の後盾といってよい弁護人の援助を受ける機会を実質的に確保する目的で、秘密交通権を弁護人等の固有権と位置づけている以上、取調べの際に被疑者等が自発的に接見内容を供述したとしても、…弁護人固有の秘密交通権を保護する必要性が低減したということとはできない」

(ii) 「捜査機関は、被疑者等が弁護人等との接見内容の供述を始めた場合に、漫然と接見内容の供述を聞き続けたり、さらに関連する接見内容について質問をしたりすることは、刑訴法三九条一項の趣旨を損なうおそれがあるから、原則として差し控えるべきであって、弁護人との接見内容については話す必要がないことを告知するなどして、…秘密交通権に配慮すべき法的義務を負っている」

(iii) 「捜査機関は、刑訴法三九条一項の趣旨を損なうような接見内容の聴取を控える義務を負っているから、原則として、弁護人等との接見における供述について聴取することは禁止されている」と判示している。

その上で、本判決は、担当検察官の行った被疑者への質問の適法性を判断し、概ね「①甲に『(被害者)死んだと

思った』と供述した事実の有無を確認した点は、既に秘密性が消失していることに照らし、接見交通権に萎縮的效果を及ぼすおそれはない、②弁護人に捜査機関に対する供述と異なる供述をした理由を尋ねた点も、被疑者と弁護人間の意思疎通の内容を尋ねたわけではなく、接見内容と無関係に供述が変遷した理由を尋ねたすぎないから、刑法三九条一項の趣旨を損なうとはいえない。しかし、③殺意を認めると罪が重くなることを弁護人から言われてわかつたか等や、④『死んだと思った』旨の供述が虚偽であることを弁護人に伝えたかを確認した点は、未だ秘密性が消失していない被疑者と弁護人間の情報交換の内容を尋ね、意思疎通の過程を聴取したものにほかならず、自由な意思疎通・情報伝達に萎縮的效果を及ぼすおそれがあるから聴取を控えるべき注意義務に違反する」旨の判断をしている。

これらの判決は、既にすでに検討した拘留所職員による弁護人と被疑者等間の信書等の開披、内容の確認等の問題で下級審が示していた秘密交通権の保障の根拠と制約についての判断を踏襲し確認する点で共通している。つまり、秘密交通権が、憲法三四条の保障に由来する権利、弁護人の固有権であり、接見に際しての自由な意思疎通・情報伝達に萎縮的效果が生じないようにする観点から認められるが、捜査権との関係での調整の余地を認める点で共通する。また、その点に加えて捜査機関は、刑法三九条一項の趣旨を損なうような聴取を控えるべきとする点で共通している。しかし、これらは、被疑者の取調の権限との関係で、接見内容の秘密を保護する基準が異なり、例外としての接見内容の聴取を許す判断枠組を異にしている。まず、(1)判決は、被疑者等が自発的に供述したときも含めて、捜査妨害的行為等接見交通権の保護に値しない事情等特段の事情のない限り、接見内容の聴取を許さないとする厳格な基準を採用するものと理解できよう。<sup>34</sup>次に、(2)判決は、秘密交通権の保障を捜査権との関係では相対的な保障とし、被疑者が自由意思によって接見内容を供述するときは保護の必要性が低減して接見内容の聴取が許される場合があり、そ

れにあたるかを利益衡量的な基準により個別具体的事情を斟酌して判断するとしている。それに対し、(3)判決は、秘密交通権の保障を重視して、被疑者の自由意思による供述によっても、その保護の必要性は低減せず、接見内容の聴取を例外として許すかは、聴取の対象となる事実が秘密性を維持しているか、つまり秘密性の喪失の有無という比較的厳格な基準によるべきとしている。また、(2)と(3)判決では、被疑者が自由意思によって供述する場合には、捜査機関が接見内容の聴取を控える必要があるかについても結論を異にしている。この点、(1)と(3)判決がほぼ同様に、自発的な供述のときも含めて接見内容を聴取できないとすることから、両判決は、(2)判決と比較して秘密交通権の保障を重視する判断枠組に立つといえよう。このような下級審の判断によって秘密交通権の保護の必要性の理解とも関連して、被疑者取調べに際して接見内容の聴取を許すかを判断する枠組と基準についての問題点が明らかになっている。以下では、これらの問題点を学説の分析を通して検討しよう。

## 2 接見内容の聴取の許否と聴取の許容基準

接見内容の秘密の保護については、被疑者取調べの権限との関係で保護の程度が問題となり、接見内容の聴取は許されるか、あるいはその許容基準等が問題となっているので、この点の代表的見解を検討する。

(1) まず、秘密交通権の保障を重視して、捜査機関等は、接見の際だけではなく事後に被疑者等を取り調べて接見内容を明らかにさせることは許されない<sup>35</sup>、つまり、接見の場で交換された情報は絶対的に保障されるとする見解がある<sup>36</sup>。

この見解は、①「防御の秘密」が憲法の保障する弁護人依頼権の本質をなす以上、刑訴法一九八条一項の取調べ権限も内在的制約を受ける<sup>37</sup>。②接見指定についての大法廷判決が示した接見交通権と捜査権等との合理的調整の必要

は、接見指定と秘密交通権の制約には本質的相違があるので当て嵌まらず、これによる秘密交通権の相対化を認めることには疑問がある等<sup>(38)</sup>を論拠としている。しかし、この見解は、既に検討したように、次の理由から支持しえない。第一に、秘密交通権も、憲法の他の基本的権利と同様に外部的行為を伴う以上絶対的・無制約な権利として保障されるわけ<sup>(39)</sup>でなく、憲法的前提とする捜査権等との関係での合理的調整を認めざるを得ない。第二に、確かに両者は制約内容を異にする<sup>(39)</sup>が、そのことは制約の許否の問題としてではなく、秘密交通権に対する制約の方が防御方針の決定等の情報に関わることから、その権利の内容・性質を反映して制約としてより大きく作用するので、そのことに配慮した捜査権との合理的調整を図る必要があり厳格な要件の下で認めなければならないという次元で理解すべきだからである。

(2) 次に、被疑者が自らの意思で接見内容を供述する場合もあり、また、弁護人の「接見内容を秘匿する」ことへの期待は、第一次的にはコミュニケーションの相手方である被疑者に委ねざるを得ないから、捜査上の必要性を犠牲にして被疑者に接見内容を尋ねることまでを禁じることを原則とするのは行き過ぎで、その許否は、聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきとする見解がある<sup>(40)</sup>。この見解は、基本的に上記(2)判決の判断基準を支持しているが、それは、被疑者の任意の供述によつて、秘密性保護の必要性が低減するという評価を基礎にしている。そこで、この判断枠組を理解するに際しては、捜査機関が会話の一方当事者の同意を得てその内容を聴取等する同意盗聴についての議論が、対話内容の秘密の保護という点で問題状況が類似するので参考になる<sup>(41)</sup>と思われる。そこでは、話者のプライバシー権の主要な要素である会話内容の秘密性は会話の相手方に委ねられており、その相手方がそれを処分するのであるから、完全な意味でのプライバシー

権の侵害はなく強制処分とまではいえず任意処分として、一種の利益衡量の方法により、一方において、盗聴や秘密録音をする正当な事由があり、他方において、当の会話がプライバシーをそれ程期待し得ないような状況でなされるものであるときなどにおいては、そのような当事者録音や同意盗聴も例外的に許されるとする見解が有力である。<sup>(43)</sup>ここでは、会話の相手方による秘密性の放棄があることからプライバシー保護の必要性が低くなることを基礎にしているが、接見内容の聴取に関するこの見解は、これとほぼ同じ理論的枠組に立つものといえよう。

その点も踏まえて検討を加えると、この見解は、条文の文言上、① 刑訴法三九条一項は、事後に接見内容を聴取することを禁止・制約する趣旨を含まない。② 事案の真相の解明を図るための被疑者取調べ（刑訴法一九八条一項）には、その聴取事項について法令上制限が設けられていないこと、実質的にも、③ 接見交通権が被疑者自身の権利保護のために認められることから、被疑者に接見内容の秘匿の決定権があり、その意思で秘密を放棄して供述すると秘密性保護の必要性が低減すること等を論拠としている。<sup>(44)</sup>しかし、この見解は、次の理由により支持しえない。第一に、①②については、既に検討したように下級審の判例の集積によって憲法三四条の弁護人依頼権に由来する秘密交通権は、接見の前後を含めて接見内容の秘密を保障するとの理解が一般的に確認されていることとの整合性に欠ける。第二に、③は、被疑者が任意に秘密性を放棄し供述することを重視するが、この観点は、取調べ受忍義務を課せられて密室で実施される取調べのもつ強制的契機を現実には払拭することが困難であることに加えて、取調べに弁護人の立会いが認められていない現状では被疑者等が真摯にかつ進んで供述したことを担保する手段がなく、<sup>(45)</sup>捜査機関による違法・不当な取調べがなされたとしても、その場でこれを直接規制することができないので強調しえない。<sup>(46)</sup>また、被疑者の任意の秘密性の放棄によって、その保護の必要性が低減する点とは、接見交通権が弁護人の固有権であることを考

えると、被疑者のみの解除だけではなく弁護人の解除をも必要とすべきであるし、その放棄の内容には、接見の際に打合わされた防御情報等の秘密に関する利益も含みうるので、これを理由とする接見内容の聴取を認めることは、捜査機関が防御方針や防御上重要な事実を知りうる状態を生じさせることになるので、秘密交通権の保障の基礎にある当事者主義訴訟構造に実質的に反するおそれがある<sup>(48)</sup>。したがって、そのような重要な利益の放棄は弁護人との事前の相談と同意を得てのみ行える<sup>(49)</sup>とすべきで、その意味で、既に指摘した同意盗聴の場合において、一方当事者の同意によつてプライバシーの保護の必要性が低くなると評価されるのは異なり、接見の内容には防御上の秘密も含まれているので被疑者等が単独で任意に供述しても、その保護の必要性の低減は認められないからである。第三に、これに加えて、この見解が利益衡量的基準によつて接見内容の聴取の許否を判断する点も、そこで挙げられている聴取の目的の正当性、聴取の必要性等のうちのどの事実にも具体的に重点を置いて評価するかによつて結論が大きく異なる可能性があることから明確な基準とはいえず、事案によつては聴取の必要性が重視されて秘密交通権に対する制約が強まるおそれがあるからである<sup>(50)</sup>。

3 思うに、秘密交通権に対しても、被疑者取調べの権限との関係で一定の合理的調整を認めざるを得ないが、その保障の趣旨から接見内容を聴取することは原則として許されず、例外的としてこれを許す場合には、秘密交通権に対する制約を必要最小限のものとするために、その許否を判断する基準は明確なものである必要がある。そこで、接見内容の聴取の許否を判断するに際しては、比較的明確であることから(3)判決が示した基準によるべきといえよう。つまり、接見内容の聴取の許否は、それに含まれる聴取の対象となる事実について秘密性の喪失の有無という基準によりつつ、実質的に被疑者等と弁護人との意思疎通の過程とその結果が侵害されるか否を検討して判断すべきである。

このように解するのは、既に検討したように、秘密交通権の保障の実質的根拠は、接見内容が覚知されることにより、被疑者等と弁護人との間の意思疎通の際に萎縮的効果が生じることを防止することと、一方当事者である捜査機関が接見内容を聴取することが手続的正義に反し、当事者主義訴訟構造に実質的に反することにある。とするならば、捜査機関が関与することなく、接見内容の一部が自然の経過で明らかとなった場合などでは、秘密性が既に喪失している事実の範囲で、接見内容の聴取を認めたとしても被疑者等と弁護人との意思疎通について、そのこと自体から直ちに萎縮的効果が生じるおそれはなく、また、当事者主義訴訟構造に実質的に反することにはならないからである。そこで、この基準による事例判断の積重ねによつて接見内容の聴取が許される場合の類型化と明確性を高めていくべきである。

このように解することに対しては、(3)判決が問題とした公表事実の聴取に関して、聴取が（秘密性が喪失している）公表事実を超えて本来聴取が許されない事項にまで及ぶ危険があり、公表事実の聴取を許容することは、被疑者と弁護人における本来聴取が許されない事項に関するコミュニケーションを差し控えるという萎縮的効果を生むとして、秘密性の喪失があったとしても公表事実の聴取は禁止すべきとする見解<sup>51</sup>もある。確かに、被疑者取調べの実施の際に、聴取の範囲が秘密性を喪失した事実を超えて広がるおそれは存在するが、一方で、公表等によつて秘密性が喪失した事実について、それに関連した事実関係等を確認するという捜査上の必要もあり、聴取を一切認めないとすることは適切さに欠けると思われる。そこで、この点については、捜査機関は、(3)判決も言及しているように、秘密交通権を保障した刑法三九条一項の趣旨から、未だ秘密性の失われていない事実については、弁護人との接見内容については話す必要がないことを告知し聴取を控えるなどの配慮をすべき義務を認め運用に際しての配慮によつて対処す

べきである。それは、刑訴法の個々の規定の解釈・運用にあたっては、憲法との整合性を保つべきであり、刑訴法三九条一項の場合も、秘密交通権を保障した憲法三四条の趣旨を及ぼす解釈・運用をすべきであるからである。

## 第五 結びに代えて

今後、捜査手続で、被疑者等と弁護人との間の接見内容の聴取が問題となる事例が除々に現れることが予想される。そこで、この問題に対処するために、接見内容の聴取の許否を判断する基本的枠組を明確にしておく必要があるが、既に検討したように、秘密交通権は、被疑者の取調べの関係では最大限に保障され、捜査機関は原則として接見内容の聴取等を行うことは許されない。これが許されるのは、あくまでも例外であり、接見時に偽証の教唆や証拠隠滅への関与などがなされたことが明白な場合等に限るべきであるし、接見内容に関連して弁護人等による公表行為がなされたこと等よって秘密性が喪失していることが明確な事実の範囲に限定して許されるとすべきである。このように解することは、接見内容の聴取を許す例外的場合について、かなり厳しい要件を設けるものである。その結果、かなりの程度に秘密接見は保障されるので、特に例外として挙げた証拠隠滅への関与なども関連する不適切弁護の問題については、弁護人を高度に信頼し、弁護士倫理に沿った行動をとることを期待してその専門家としての判断に委ねることになる。このことを前提とすると、今後は、広く捜査弁護のあり方やその質の向上といった観点からの議論を活発に行い正当な弁護活動の範囲の明確化に努めるなど、捜査弁護の改善点を検討し総合的な観点から実質的で有効な弁護の保障を確実なものとする必要があると思われる。また、捜査機関による接見内容の聴取は、身柄拘束状態を利用して実施される被疑者取調べが事実上強制の契機をもっていることに配慮して違法捜査の防止の観点からも検討す

べき問題であり、現在本格的な導入が検討されている取調べの可視化を図る制度との関係でも検討する必要があると考える。この点については、他日を期したい。

- (1) 三井誠「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌第二七卷第一号一七二頁以下。
- (2) 大法院判決をめぐる議論については座談会「取調べと接見交通権をめぐる諸問題」現代刑事法一三号五頁以下（二〇〇〇年）、ワークシヨップ「接見交通権」刑法雑誌第四一巻第三号四三三頁以下（二〇〇二年）参照。
- (3) 自由と正義第四二巻六号七八頁。
- (4) 日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会『接見交通権マニュアル「第一三版」』（二〇一二年）九一頁、一〇一頁所収の、平成二〇年五月一日の最高検察庁「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）」、平成二〇年五月八日の警察庁通達「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」。
- (5) 石川才顯『捜査における弁護の機能』一五三頁（日本評論社、一九九三年）参照。
- (6) 大阪地裁平成一二年五月二五日判決（判時一七五四号一〇二頁）。
- (7) 大阪地裁平成一六年三月九日判決（判タ一一五五号一八五頁、判時一八五八号七九頁）。
- (8) 最高裁平成一五年九月五日判決（判時一八五〇号六一頁）の梶谷玄・滝井繁男裁判官の反対意見は、接見内容の秘密の保障の重要性を指摘し被疑者等と弁護人との間の信書の検閲は許されないとしている。
- (9) 他に接見内容の秘密性を問題にしたものとして、秘密性を放棄した接見形態である「面会接見」という新概念を認めた最高裁平成一七年四月一九日判決（民集五九巻三号五六三頁）等がある。
- (10) 烏丸真人「組織的な秘密交通権の侵害と国選弁護人の解任」季刊刑事弁護三八号一三八頁（二〇〇三年）等参照。
- (11) 佐藤幸治『憲法』五二〇頁（青林書院、新版、一九九〇年）。

- (12) 木谷明『刑事事実認定の理想と現実』一三四頁(法律文化社、二〇〇九年)参照。
- (13) 川崎英明「刑事弁護の自由と接見交通権」広渡清吾ら編『小田中聰樹先生古稀記念論文集―民主主義法学・刑事法学の展望―(上巻)』一五頁(日本評論社、二〇〇五年)。
- (14) 渡辺修『『防衛の秘密』と被疑者取調べの法的限界』鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集「下巻」二一九頁(成文堂、二〇〇七年)参照。
- (15) 川崎・前掲注(13)二四頁。
- (16) 岡田悦典「接見交通権における秘密性の基礎」浅田和茂ら編『村井敏邦先生古稀祝賀記念論文集―人権の刑事法学』三二〇頁(日本評論社、二〇一二年)。
- (17) 石川才顯『刑事訴訟法講義』九六頁以下(日本評論社、一九七四年)。
- (18) 三井誠「接見交通権規定の成立過程」平野龍一先生古稀祝賀論文集下巻二七一頁以下(有斐閣、一九九一年)。
- (19) 田宮裕『捜査の構造』四〇二頁(有斐閣、初版、一九七一年)、寺崎嘉博「接見交通制限」法学教室二二八号二二頁。
- (20) 常本照樹「在監者と弁護人とのコミュニケーションの自由」法学教室二八四号一〇頁(二〇〇四年)参照。
- (21) 葛野尋之『未決拘禁法と人権』三三五頁以下(現代人文社、二〇一二年)、同「検察官による弁護人と被疑者との接見内容の聴取が秘密交通権の侵害にあたり違法とされた事例」判時二二四八号「判例評論六四一号」一五七頁(二〇一二年)。以下では、前者の『未決拘禁法と人権』を原則として引用する。
- (22) 渡辺修「弁護人の押収拒否権」『光藤景皎先生古稀祝賀論文集(上巻)』二一九頁(成文堂、二〇〇一年)。
- (23) 田宮裕『刑事訴訟法』一四二頁(有斐閣、新版、一九九六年)、村岡啓一「接見交通、弁護の立場から」三井誠ほか編『刑事訴訟法(上)』三二九頁以下(筑摩書房、一九八八年)。
- (24) 加藤康榮『マスター刑事訴訟法』五三頁(立花書房、二〇〇九年)。
- (25) 藤原彰「弁護人の秘密交通権と捜査をめぐる問題点について」法務研究報告書第六二集二号一五一頁以下。
- (26) 三上庄一「被疑者と弁護人との接見内容の取調」平野龍一ら編『実例法学全集刑事訴訟法』四二頁(青林書院新社、

一九六三年）。

- (27) 川崎・前掲注(13)二二頁参照。
- (28) 川崎・前掲注(13)二二頁参照。なお、弁護士による証憑隠滅教唆罪の成立を認めた裁判例として千葉地裁昭和三四年九月一二日判決（判時二〇七号三四頁）がある。
- (29) 平野龍一「刑事訴訟法」七九頁（有斐閣、一九五八年）。
- (30) 木谷・前掲注(12)一三六頁。
- (31) 三上・前掲注(26)四三頁。
- (32) 加藤俊治「刑事判例研究」四二六「警察学論集第四六卷一〇号一八八頁以下参照（二〇一一年）。
- (33) 他に本文の(2)判決と接見内容の聴取の許否についての見解をほぼ共通にするが、接見の際のやりとりから被疑者が弁護士に対して不信任を抱き信頼関係が失われていたというやや特殊な事案についての京都地裁平成二二年三月二四日判決（判時二〇七八号七七頁）がある。
- (34) 緑大輔「刑事訴訟法判例研究一七」法律時報第八一卷一一号一二八頁（二〇〇九年）は、同判決が、利益衡量的手法で事案を検討しているが、その手法を一般的に採用すべきと考えているかは即断できないとしている。この点については、「被告らの立場によっても」との前提で検討しており、また、被疑者が自発的に供述をした場合も含めて聴取は許されないとすることから、同判決は本文に記載した判断を中心的内容にすると理解すべきであろう。
- (35) 川崎・前掲注(13)二四頁。
- (36) 丹治初彦「接見交通権の残された課題」季刊刑事弁護五一号一六頁（二〇〇七年）、木谷・前掲注(12)一三五頁。
- (37) 渡辺・前掲注(14)二三八頁。
- (38) 葛野・前掲注(21)三三五頁。
- (39) 田宮・前掲注(19)四〇二頁、寺崎・前掲注(19)二二頁。
- (40) 加藤俊治・前掲注(32)一八九頁以下。同旨のものとして、中桐圭一「弁護人との接見時のやり取りに関する尋問」判タ

一三三二二号四二頁以下（二〇一〇年）、植村立郎「刑事訴訟法三九条」河上和雄ら編『注釈刑事訴訟法第一卷』四五六頁（立花書房、第三版、二〇一一年）がある。

- (41) 緑・前掲注(34)一二八頁参照。
- (42) 井上正仁「任意捜査と強制捜査の区別」松尾浩也ら編『刑事訴訟法の争点「第三版」』四八頁以下（有斐閣、二〇〇二年）。
- (43) 井上正仁「秘密録音の適法性・証拠能力」ジュリスト『昭和五六年重要判例解説』二〇四頁（有斐閣、一九八一年）。
- (44) 加藤俊治・前掲注(32)一八八乃至一九〇頁。
- (45) 丹治・前掲注(36)一八頁。
- (46) 中桐・前掲注(40)四四頁。
- (47) 川崎・前掲注(13)二五頁。
- (48) 岡田・前掲注(16)三二〇頁参照。
- (49) 葛野・前掲注(21)三三三頁、渡辺・前掲注(14)二四〇頁。
- (50) 緑・前掲注(34)一二九頁参照。
- (51) 葛野・前掲注(21)三三八頁。

